<u>赤字下線:今回改正箇所</u>

3 業務費の積算

(2) 各構成費目の積算

1) 直接人件費

直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、権利者の特定、補償額算定書の 照合、補償金明細表の作成、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉(費用負担説明を含 む。)、移転履行状況等の確認等及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表 2の区分によるものとする。

新

なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。

表 2

区分	判 断 基 準	補正率
<u>B - イ</u>	(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又	0.30
	<u>は簡易なもの。</u> 	
<u>B</u> − □	(1) 土地のみのもの。	0.50
	(2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。	
	(3) 工地に工地所有有以外の有が所有りる野立有板等が行りるもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。	
	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。	
<u>B-ハ</u>	(2) 機械設備、生産設備等が存するもの。	0.80
	(3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	
	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。	
<u>B − </u>	(2) 居住用以外の用(住居併用を含む)に供している借家人に係	1.00
	るもの。	
<u>B-ホ</u>	(1) 土地、建物(住居併用を含む)を所有し、営業を行っている権 利者に係るもの。	1.30
1	1771年に示るです。	

注 共有地又は共有物件の場合、原則として、共有者1名分については B ーイの補正率を適用せず、B-ロ~ホのいずれかの補正率を適用し、残る共有者の分についてはB-イの補正率を適用するものとする。ただし、残る共有者の説明等が定型的又は簡易なものでない場合には、当該共有者の分についてはB-ロ~ホのいずれかの補正率を適用するものとする。

3 業務費の積算

(2) 各構成費目の積算

1) 直接人件費

直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、<mark>関係権利者</mark>の特定、補償額算定書の照合、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉(費用負担説明)、移転履行状況等の確認及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。

IΒ

表 2

区分	判断基準	補正率
<u>B-イ</u>	(1) 土地のみのもの。(2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。(3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50
В-п	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。(2) 機械設備、生産設備等が存するもの。(3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。(4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。	0.80
<u>B-/\(\sigma\)</u>	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用(住居併用を含む)に供している借家人に係 るもの。	1.00
<u>B−=</u>	(1) 土地、建物(住居併用を含む)を所有し、営業を行っている権 利者に係るもの。	1.30

① 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表 3

種目	単位	タ 業 区分 職 種					備考
1里 口	平位		月以 7里	業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時	I VIII 179
				有十吋	NEG	剂八吋	
			技 師 長	0.38	0.28	0.24	中間打合せ
打合せ協議	世協議 業務 一 技師 C		技師 C	<u>0.23</u>	<u>0.17</u>	<u>0.14</u>	1回当たり

- 注1 <u>打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度以内)</u>を含むものとする。
- 注2 <u>中間打合せの回数は、1 月当たり 1 回を基本とし、必要に応じて中間打合せ回数を増減</u> して計上するものとする。
- 注3 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、(主任)調査員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。
- 注4 打合せ協議は、表1の区分を行わないものとする。

③ 現地踏査

現地踏査に要する直接人件費の積算は、原則1業務1回とし、表5により行うものとする。

表 5

種 目	単位 区	3 分 職	種	外 業	<u>計</u>	備	考
現地踏査	旦		師 長 師 C	<u>1.18 人</u> <u>1.18 人</u>	<u>1.18 人</u> <u>1.18 人</u>		

- <u>注1</u> 以下の事由に該当する場合は、現地踏査の実施回数に応じてそれぞれ計上するものとする。
 - ・当初設計時に予定していた業務区域以外の区域を業務途中で追加する場合。
 - ・対象となる業務区域が複数あり、補償額算定書を貸与する時期が業務区域毎に異なる場合。
- <u>注2</u> 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

① 打合せ協議

打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表 3

	種	Ш	単位	区分	外 業分 職 種					備	考
	但	Ħ	中 1位		引取 1里	業務	中間	成果物	<u>計</u>	VHI	5
L						着手時	打合せ	納入時			
					技 師 長	0.36	0.72	0.36	1.44 人		
	打合せ	協議	<u>業務</u>	_	技師 C	<u>0.18</u>	<u>0.36</u>	<u>0.18</u>	0.72 人		

注1 打合せ協議の中間打合せ回数は、1業務当たり2回を標準としている。 注2 打合せ協議は、表1の区分を行わないものとする。

③ 現地踏査

現地踏査に要する直接人件費の積算は、表5により行うものとする。

表 5

種 目	単位	区分	職種	外 業	備考
現地踏査	業務	_	技師長 技師 C	<u>1.08 人</u> <u>1.08 人</u>	

注 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

④ 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる<u>権利者等に対し面接等により、</u>公 共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算 は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表6による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表 7 による単価 \times 表 2 の区分ごとの補正 \times 表 2 の区分ご との権利者数

(区分A) 表 6

種	目	単位	区分	職	種	外	業	内	業	計	備	考
				技能	币長	0.	43	0.0	<u>64</u>	1.07 人		
概況ヒア	リング等	権利者	_	技能	币 C	<u>0.</u>	<u>43</u>	0.0	<u>64</u>	1.07 人		

(区分B) 表 7

種	目	単 位	区分	職	種	外	業	内	業	盐	備	考
				技能	币長	0.0	<u>07</u>	0.0	<u>09</u>	0.16 人		
概況ヒア	リング等	権利者	В- <u>=</u>	技能	币 C	0.0	<u>07</u>	<u>0.</u>	<u>04</u>	0.11 人		

<u>注1</u> 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

<u>注2</u> 本表の歩掛は、表2の区分B-<u></u>を基準としたものであり、表2の区分によって補正を 行うものとする。

⑤ 権利者の特定

権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿、住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が 完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。 直接人件費 = 表8による単価 × 権利者数

表8

種	目	単 位	区分	職	種	外	業	内	業	計	備	考
権利者	の特定	権利者	_	技能技能		-	=	0.0 0.0		<u>0.03 人</u> <u>0.03 人</u>		

<u>注1</u> 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注2 権利者の特定は、表1の区分を行わないものとする。

④ 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる<u>権利者等と面接し</u>公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表6による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表7による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数

(区分A) 表 6

種	目	単位	区分	職	種	外	業	内	業	計	備	考	
				技能	币長	<u>0.</u>	<u>54</u>	<u>0.</u>	<u>81</u>	1.35 人			
概況ヒア	リング等	権利者	_	技能	₩ C	<u>0.</u>	<u>54</u>	0.	<u>81</u>	1.35 人			

(区分B) 表 7

種	目	単位	区分	職	種	外	業	内	業	計	備	考
				技能	币 長	<u>0.</u>	<u>08</u>	<u>0.</u>	<u>12</u>	0.20 人		
概況ヒア	リング等	権利者	Bーハ	技能	F C	<u>0.</u>	<u>08</u>	<u>0.</u>	<u>06</u>	0.14 人		

注1 本表の歩掛は、表2の区分B-Nを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。

⑤ 関係権利者の特定

関係権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿<u>及び住民票等</u>の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

直接人件費 = 表8による単価 × 権利者数

表8

種	目	単 位	区分	職	種	外	業	内	業	計	備	考
関係権利者	の特定	権利者		技能技能			-	<u>0.0</u>		<u>0.02 人</u> <u>0.02 人</u>		

注 関係権利者の特定は、表1の区分を行わないものとする。

⑥ 補償額算定書の照合

表 9-1-2

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
木造建物A	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師長 技師C	_ _ _	0.11 0.59 0.41	<u>0.11 人</u> <u>0.59 人</u> <u>0.41 人</u>	
木造建物B	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師 長技師 C	_ _ _	0.15 0.85 0.15	<u>0.15 人</u> <u>0.85 人</u> <u>0.15 人</u>	
木造建物C	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師長 技師 B 技師 C	_ _ _	0.12 0.47 0.22	<u>0.12 人</u> <u>0.47 人</u> <u>0.22 人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合

非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表9-3-1の構造別区分及び表9-3-2の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-3-3により行うものとする。

表 9 - 3 - 1

区分	構造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を 行うもの (S耐火)
非木造建物B	鉄骨造(非木造建物 A を除く)、軽量鉄骨造 <u>(鉄鋼系プレハブ工法により</u> 建築されている専用住宅・共同住宅を含む)
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造 (非木造建物 B 及び木質系の専用住宅を除く)

⑥ 補償額算定書の照合

表 9-1-2

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
木造建物A	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師長 技師C	_ _ _	0.14 0.56 0.28	<u>0.14 人</u> <u>0.56 人</u> <u>0.28 人</u>	
木造建物B	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師長 技師C	_ _ _	0.14 0.65 0.28	<u>0.14 人</u> <u>0.65 人</u> <u>0.28 人</u>	
木造建物C	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師長技師 C	- - -	0.14 0.37 0.18	<u>0.14 人</u> <u>0.37 人</u> <u>0.18 人</u>	

旧

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

⑥-3 非木造建物補償額算定書の照合

非木造建物補償額算定書の照合を行う場合は、表9-3-1の構造別区分及び表9-3-2の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-3-3により行うものとする。

表 9 - 3 - 1

区 分	構造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を 行うもの (S耐火)
非木造建物B	鉄骨造 (非木造建物Aを除く)、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造(鉄骨系、コンクリート系、木質系)

構造計算を行	わない場	場合			表 9	9 - 3 - 3
区 分	単 位	規模	職種外業	内 業	= -	備考
非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 長 - 技師 B - 技師 C -	0.35 2.04 0.57	<u>0.35 人</u> <u>2.04 人</u> <u>0.57 人</u>	用途によ る区分イ の場合
非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 長 - 技師 B - 技師 C -	0.34 1.67 0.65	<u>0.34 人</u> <u>1.67 人</u> <u>0.65 人</u>	同上
非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 長 - 技師 B - 技師 C -	0.31 1.81 0.66	<u>0.31 人</u> <u>1.81 人</u> <u>0.66 人</u>	同上
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師 長 - 技師 B - 技師 C -	0.14 0.91 0.14	0.14 人 <u>0.91 人</u> <u>0.14 人</u>	同上

構造計算を行う場合 表 9-3-3

区 分	単位	規 模	職種	外業	内 業	計	備考
非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技技技 技 技 技 技	- - - -	0.35 5.47 2.04 0.57	0.35 人 5.47 人 2.04 人 0.57 人	用途によ る区分イ の場合
非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技技技技 師師師師 C	- - - -	0.34 4.69 1.67 0.65	<u>0.34 人</u> <u>4.69 人</u> <u>1.67 人</u> <u>0.65 人</u>	同上
非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技技技技 版師師 B C	- - - -	0.31 3.49 1.81 0.66	<u>0.31 人</u> <u>3.49 人</u> <u>1.81 人</u> <u>0.66 人</u>	同上
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技技技技 師師師 C	- - - -	0.14 0.94 0.91 0.14	0.14 人 0.94 人 0.91 人 0.14 人	同上

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-3-4 の補正率表を適用するものとする。 ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表 9-1-3 の補正率を適用するものとする。 構造計算を行わない場合

表 9 - 3 - 3

111/5 11 24 5 11		90 LI				27.	
区 分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師長 技師C	_ _ _	0.28 2.11 0.46	<u>0.28 人</u> <u>2.11 人</u> <u>0.46 人</u>	用途によ る区分イ の場合
非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師長 技師C	_ _ _	0.28 1.69 0.46	<u>0.28 人</u> <u>1.69 人</u> <u>0.46 人</u>	同上
非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師長 技師C	_ _ _	0.28 1.89 0.46	<u>0.28 人</u> <u>1.89 人</u> <u>0.46 人</u>	同上
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師長 技師C	_ _ _	0.14 0.75 0.28	<u>0.14 人</u> <u>0.75 人</u> <u>0.28 人</u>	同上

構造計算を行う場合

表 9 - 3 - 3

特担目弁で11) ·/// LI				14.	, , ,
区分	単位	規模	職種外	業内業	計	備考
非木造建物 A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 A - 技師 B - 技師 C -	0.28 5.47 2.11 0.46	0.28 人 5.47 人 2.11 人 0.46 人	用途によ る区分イ の場合
非木造建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 A - 技師 B - 技師 C -	0.28 4.68 1.69 0.46	<u>0.28 人</u> <u>4.68 人</u> <u>1.69 人</u> <u>0.46 人</u>	同上
非木造建物 C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 A - 技師 B	0.28 3.48 1.89 0.46	<u>0.28 人</u> <u>3.48 人</u> <u>1.89 人</u> <u>0.46 人</u>	同上
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師 A - 技師 B - 技師 C -	0.14 0.93 0.75 0.28	0.14 人 0.93 人 0.75 人 0.28 人	同上

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-3-4の補正率表を適用するものとする。 ただし、非木造建物Dにあっては、木造建物の表9-1-3の補正率を適用するものとする。

⑥-5 機械設備補償額算定書の照合

表 9 - 5 - 2

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
機械設備A	事業所	設置面積 100 ㎡以上 200 ㎡未満	技 師 長 技 師 A 技 師 B	_ _ _	0.17 0.37 0.50	<u>0.17 人</u> <u>0.37 人</u> <u>0.50 人</u>	
機械設備B	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	技師長技師 A 技師 B	– – –	0.71 0.86 1.38	<u>0.71 人</u> <u>0.86 人</u> <u>1.38 人</u>	
機械設備C	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	技師長技師 A 技師 B	_ _ _	0.71 1.08 1.72	<u>0.71 人</u> <u>1.08 人</u> <u>1.72 人</u>	
機械設備D	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	技師 長技師 A 技師 B	– – –	0.71 1.25 1.98	<u>0.71 人</u> <u>1.25 人</u> <u>1.98 人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-5-3の補正率表を適用するものとする。

⑥-5 機械設備補償額算定書の照合

表 9 - 5 - 2

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
機械設備A	事業所	設置面積 100 ㎡以上 200 ㎡未満	技師長技師 A 技師 B	_ _ _	0.20 0.34 0.46	<u>0.20 人</u> <u>0.34 人</u> <u>0.46 人</u>	
機械設備B	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	技師 長技師 A 技師 B	_ _ _	0.70 0.93 1.25	<u>0.70 人</u> <u>0.93 人</u> <u>1.25 人</u>	
機械設備C	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	技師長技師 A 技師 B	_ _ _	0.70 1.17 1.56	<u>0.70 人</u> <u>1.17 人</u> <u>1.56 人</u>	
機械設備D	事業所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	技師 長技師 A 技師 B	_ _ _	0.70 1.35 1.79	<u>0.70 人</u> <u>1.35 人</u> <u>1.79 人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-5-3の補正率表を適用するものとする。

|--|

⑥-7 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む)補償額算定書の照合

表 9 - 7 - 2

						-	表 9 - 7 - 2
区分	単位	規模	職種	外業	内 業	11	備考
住宅敷地A	戸	敷地面積 150 ㎡未満	技 師 B B C	- - -	0.11 0.16 0.42		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 ㎡以上 200 ㎡未満	技師 B B C	_ _ _	0.10 0.23 0.80	0.10 人 0.23 人 0.80 人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 ㎡以上 600 ㎡未満	技師 B 技師 C	_ _ _	0.13 0.43 1.06	<u>0.13 人</u> <u>0.43 人</u> <u>1.06 人</u>	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師 長 技師 C	_ _ _	0.12 0.55 1.77		
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 ㎡以上	技師 長 技師 C	- - -	0.26 0.82 2.57	0.26 人 0.82 人 2.57 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師 B B C	- - -	0.21 0.49 1.12	0.21 人 0.49 人 1.12 人	
独立工作物	箇所	_	技師 長 技師 C	 - -	0.10 0.10 0.20		

⑥-8 立竹木補償額算定書の照合

表 9 - 8 - 2

区分	単 位	規模	職種	外業	内 業	=	備考
用材林	1,000 m²	_	技師長 技師 C	_ _	0.06 0.18	<u>0.06 人</u> <u>0.18 人</u>	
薪炭林	1,000 m²	_	技師長 技師 C	_ _	0.05 <u>0.23</u>	0.05 人 <u>0.23 人</u>	
収穫樹	1,000 m²	_	技師長 技師C	_ _	<u>0.11</u> <u>0.33</u>	<u>0.11 人</u> <u>0.33 人</u>	釣り棚、囲障 等を含む。
竹林	1,000 m²	-	技師長技師 C	_ _	0.07 0.08	<u>0.07 人</u> 0.08 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m²	_	技師長 技師C	-	0.13 0.35	<u>0.13 人</u> <u>0.35 人</u>	囲障等を含む。

⑥-7 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む)補償額算定書の照合

表 9 - 7 - 2

区分	単 位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
住宅敷地A	戸	敷地面積 150 ㎡未満	技師 B B C	_ _ _	0.10 0.14 0.38	0.10 人 0.14 人 0.38 人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 ㎡以上 200 ㎡未満	技師 B 技師 C	_ _ _	0.10 0.18 0.65	<u>0.10 人</u> <u>0.18 人</u> <u>0.65 人</u>	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 ㎡以上 600 ㎡未満	技師 長 技師 C	_ _ _	0.10 0.32 1.03	<u>0.10 人</u> <u>0.32 人</u> <u>1.03 人</u>	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師 長 技師 C	_ _ _	0.10 0.46 1.52	<u>0.10 人</u> <u>0.46 人</u> <u>1.52 人</u>	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 ㎡以上	技師 B 技師 C	_ _ _	$\frac{0.21}{0.65}$ $\frac{2.14}{0.65}$	<u>0.21 人</u> <u>0.65 人</u> <u>2.14 人</u>	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師長 技師C	_ _ _	0.10 0.42 1.27	<u>0.10 人</u> <u>0.42 人</u> <u>1.27 人</u>	
独立工作物	箇所	_	技師 B 技師 C	_ _ _	0.08 0.08 0.19	0.08 人 0.08 人 0.19 人	

⑥-8 立竹木補償額算定書の照合

表 9 - 8 - 2

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
用材林	1,000 m²	_	技師長 技師 C		0.05 0.14	<u>0.05 人</u> <u>0.14 人</u>	
薪炭林	1,000 m²	-	技師長技師 C	_ _	0.05 0.18	<u>0.05 人</u> <u>0.18 人</u>	
収穫樹	1,000 m²	_	技師長技師 C	-	0.05 0.42	<u>0.05 人</u> <u>0.42 人</u>	釣り棚、囲障 等を含む。
竹林	1,000 m²	_	技師長技師 C	_ _	0.05 0.08	<u>0.05 人</u> <u>0.08 人</u>	
苗 木 (植木畑)	1,000 m²	_	技師長技師 C	<u> </u>	0.05 0.42	<u>0.05 人</u> <u>0.42 人</u>	囲障等を含む。

⑥-10 墳墓等補償額算定書の照合

表 9-10-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
墳墓 A	10 m²	3 画地程度	技師 長技師 C	_ _ _	0.07 0.29 0.08	<u>0.07 人</u> <u>0.29 人</u> <u>0.08 人</u>	
墳墓 B	10 m²	5 画地程度	技師長 技師C	_ _ _	0.05 <u>0.60</u> <u>0.02</u>	0.05 人 <u>0.60 人</u> <u>0.02 人</u>	
墳墓C	10 m²	7 画地程度	技師長 技師C	<u>-</u> -	0.05 0.83 0.04	0.05 人 <u>0.83 人</u> <u>0.04 人</u>	
墳墓 D	10 m²	3~5基程度	技師 長 技師 C	_ _ _	0.12 0.30 0.11	<u>0.12 人</u> <u>0.30 人</u> <u>0.11 人</u>	
墳墓 E	10 m²	7 基 程度	技師 居技師 C	_ _ _	0.05 <u>0.84</u> <u>0.02</u>	0.05 人 <u>0.84 人</u> <u>0.02 人</u>	

⑥-11 建物等の残地移転要件の該当性の照合

建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表9-11により行うものとする。

						20	
区 分	単位	職種	外業	内業	計	備	考
建物等の残地移転要件の該当性の照合	権利者	技師長技師 B	_	0.25 0.20	<u>0.25 人</u> <u>0.20 人</u>		

⑥-13 営業補償額算定書の照合

営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-13-1により行うものとする。 ただし、営業の内容等の難易度によって表9-13-2の補正を行うものとする。

表 9 - 1 3 - 1

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
営 業	事業所 (企業)	_	技師 長技師 C		0.60 2.75 1.69	<u>0.60 人</u> <u>2.75 人</u> 1.69 人	

⑥-10 墳墓等補償額算定書の照合

表 9-10-2

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
墳墓 A	10 m²	3 画地程度	技師 長 技師 C	- - -	0.05 0.37 0.07	<u>0.05 人</u> <u>0.37 人</u> <u>0.07 人</u>	
墳墓 B	10 m²	5 画地程度	技師 長 技師 C	_ _ _	0.05 0.62 0.07	<u>0.05 人</u> <u>0.62 人</u> <u>0.07 人</u>	
墳墓C	10 m²	7 画地程度	技師 長 技師 C	- - -	0.05 0.87 0.08	<u>0.05 人</u> <u>0.87 人</u> <u>0.08 人</u>	
墳墓 D	10 m²	3~5基 程度	技師長技師 B 技師 C	_ _ _	0.05 0.49 0.07	<u>0.05 人</u> <u>0.49 人</u> <u>0.07 人</u>	
墳墓 E	10 m²	7 基 程度	技師長技師 B 技師 C	- - -	0.05 0.87 0.07	<u>0.05 人</u> <u>0.87 人</u> <u>0.07 人</u>	

⑥-11 建物等の残地移転要件の該当性の照合

建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表9-11により行うものとする。

表 9 - 1 1

	区 分	単 位	職種	外業	内 業	計	備考
- 1	建物等の残地移転要件 の該当性の照合	権利者	技師長技師 B	_	<u>0.22</u> <u>0.18</u>	<u>0.22 人</u> <u>0.18 人</u>	

⑥-13 営業補償額算定書の照合

営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-13-1により行うものとする。 ただし、営業の内容等の難易度によって表9-13-2の補正を行うものとする。

表 9 - 1 3 - 1

区 分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
営 業	事業所(企業)	-	技師 B 技師 C		0.65 2.07 1.69	<u>0.65 人</u> <u>2.07 人</u> <u>1.69 人</u>	

⑥-15 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-15-1により行うものとする。

表 9 - 1 5 - 1

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
動産照合 一般住家	戸(世帯)	_	技師 長技師 C	_ _	0.02 <u>0.06</u>	0.02 人 <u>0.06 人</u>	
同 上 農家住家	戸	_	技師長 技師C	-	<u>0.03</u> <u>0.07</u>	<u>0.03 人</u> <u>0.07 人</u>	
同 上 店 舗	店舗	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技師長 技師 C	_ _	0.03 0.14	<u>0.03 人</u> 0.14 人	
同上事務所	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技師長 技師 C	_ _	0.02 <u>0.07</u>	0.02 人 <u>0.07 人</u>	
同 上 工 場	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技師長 技師C	_ _	0.02 <u>0.05</u>	0.02 人 <u>0.05 人</u>	
同 上 倉 庫	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技師 長技師 C	_ _	0.02 <u>0.07</u>	0.02 人 <u>0.07 人</u>	

⑥-16 その他通損に関する補償額算定書の照合

その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-16により行うものとする。

表 9 - 1 6

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	1	備考
仮住居又は 借家人補償	世帯	_	技師長 技師 C		0.02 <u>0.15</u>	0.02 人 <u>0.15 人</u>	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	_	技師長 技師 C	-	0.04 <u>0.32</u>	0.04 人 <u>0.32 人</u>	

⑥-15 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-15-1により行うものとする。

表 9 - 1 5 - 1

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
動産照合一般住家	戸 (世帯)	_	技師 長 技師 C	_ _	0.02 0.05	<u>0.02 人</u> <u>0.05 人</u>	
同 上 農家住家	戸	_	技師 長 技師 C	1 1	0.02 0.08	<u>0.02 人</u> <u>0.08 人</u>	
同 上店 舗	店舗	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技師長 技師 C	-	0.02 0.14	<u>0.02 人</u> <u>0.14 人</u>	
同 上事務所	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技師 長 技師 C	_	0.02 0.05	<u>0.02 人</u> <u>0.05 人</u>	
同 上工 場	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技師 長 技師 C	-	0.02 0.04	<u>0.02 人</u> <u>0.04 人</u>	
同 上 倉 庫	事業所	50 ㎡以上 150 ㎡未満	技師 長技師 C	_ _	0.02 0.05	<u>0.02 人</u> <u>0.05 人</u>	

⑥-16 その他通損に関する補償額算定書の照合

その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-16により行うものとする。

表 9 - 1 6

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
仮住居又は 借家人補償	世帯	_	技師長 技師 C		<u>0.02</u> <u>0.14</u>	<u>0.02 人</u> <u>0.14 人</u>	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	_	技師長 技師 C	_ _	0.04 0.28	<u>0.04 人</u> <u>0.28 人</u>	

⑥-17 移転工法案の照合

移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表9-17-1によるものとする。

表 9 - 1 7 - 1

種	目	単 位	規	模	職	種	外業	内業	計	備	考
移転工法	案の照合	権利者	敷地面 300 m 500 m	以上	技師 技師 技師	長 A B C	- - -	1.46 1.72 1.72 1.72	1.46 人 1.72 人 1.72 人 1.72 人		

⑥-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表9-18により行うものとする。

表 9 - 1 8

種	目	単 位	規	模	職	種	外業	内 業	計	備	考
標準地 照合	価格の	標準地	-	-	技能技能	πA	- - -	0.68 0.99 0.99	<u>0.68 人</u> <u>0.99 人</u> <u>0.99 人</u>		

⑥-19 各画地の評価格の照合

各画地の評価格の照合に要する直接人件費の積算は、表9-19によるものとする。

表 9 - 1 9

種	目	単位	規	模	職	種	外業	内 業	計	備	考
各画地の照合	世の評価格	画地	-	-	技能技能	ħΑ		0.02 0.04 0.04	<u>0.02 人</u> 0.04 人 0.04 人		

⑥-20 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-20により行うものとする。

表 9 - 2 0

種目	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
残地補償額 の照合	画地	_	技師 長 技師 C		0.03 0.01	<u>0.03 人</u> <u>0.01 人</u>	

⑥-17 移転工法案の照合

移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表9-17-1によるものとする。

旧

表 9 - 1 7 - 1

	種	目	単 位	規	模	職	種	外業	内業	計	備	考
移	5転工法	案の照合	権利者	敷地面 300 m 500 m	议上	技師 技師 技師	長 A B C	_ _ _ _	1.31 1.31 1.31 1.31	1.31 人 1.31 人 1.31 人 1.31 人		

⑥-18 標準地価格の照合

標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表9-18により行うものとする。

表 9 - 1 8

種	目	単 位	規模	職種	外業	内業	計	備考	
標準地照合	価格の	標準地	_	技師 長 技師 C	_ _ _	0.56 1.17 1.17	<u>0.56 人</u> <u>1.17 人</u> <u>1.17 人</u>		

⑥-19 各画地の評価格の照合

各画地の評価格の照合に要する直接人件費の積算は、表9-19によるものとする。

表 9 - 1 9

種目	単位 規	模	職種	外業	内 業	計	備	考
各画地の評価格の照合	画地	_	技師 長 技師 A 技師 C	_ _ _	0.01 0.04 0.04	0.01 人 0.04 人 0.04 人		

⑥-20 残地補償額の照合

残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-20により行うものとする。

表 9 - 2 0

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
残地補償額の照合	画地	_	技師長技師 C	_ _	0.02 0.02	<u>0.02 人</u> <u>0.02 人</u>	

新

⑥-21 消費税等に関する照合

消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表<u>9-21により</u>行うものとする。

表 9 - 2 1

区分	単位	<u>規 模</u>	職種	<u>外 業</u>	<u>内 業</u>	<u> </u>	備考
消費税等照合	事業者	_	<u>技師長</u> 技師 B	ПП	0.02 0.08	<u>0.02 人</u> <u>0.08 人</u>	

⑥-22 費用負担額算定書の照合

費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表 9 - 2 2 により行うものとする。 表 9 - 2 2

区分	単位	規模	職種	外業	内 業	1111	備考
木造建物	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師長技師 C	_ _	0.24 0.45	<u>0.24 人</u> <u>0.45 人</u>	
非木造建物	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師長 技師 C	_ _	<u>0.61</u> <u>1.22</u>	<u>0.61 人</u> <u>1.22 人</u>	
区分所有の 建 物	戸	130 ㎡程度	技師長技師 C	_ _	0.07 0.25	0.07 人 0.25 人	
工作物	箇所	100 ㎡以上 500 ㎡未満	技師長 技師 C	_ _	<u>0.12</u> <u>0.28</u>	<u>0.12 人</u> <u>0.28 人</u>	

⑥-21 消費税等に関する照合

消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表 9 - 2 1-1 又は表 9 - 2 1 - 2 ℓ ℓ 2 ℓ か か と する。

旧

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表 9 - 2 1 <u>- 1</u>

<u>区 分</u>	単位	<u>規 模</u>	職種	<u>外 業</u>	<u>内業</u>	<u>計</u>	<u>備 考</u>	
消費税等照合	事業者	=	<u>技師長</u> 技師 B	_ _	<u>0.01</u> <u>0.08</u>	<u>0.01 人</u> <u>0.08 人</u>		

(2) 営業調査等を伴う事業者(営業補償対象者)

表 9 - 2 1 - 2

区分	単位	規 模	職 種	<u>外業</u>	<u>内業</u>	<u>計</u>	備考
消費税等照合	事業者	_	<u>技師長</u> 技師 B	ПП	0.01 0.08	<u>0.01 人</u> <u>0.08 人</u>	

⑥-22 費用負担額算定書の照合

費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表9-22により行うものとする。

表 9 - 2 2

区	分	単位	規模	職種	外業	内 業	計	備考
木造	建物	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師長技師 C	_	<u>0.10</u> <u>0.66</u>	<u>0.10 人</u> <u>0.66 人</u>	
非木道	告建物	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師長技師 C	_ _	<u>0.28</u> <u>1.70</u>	<u>0.28 人</u> <u>1.70 人</u>	
区分所建	所有の 物	戸	130 ㎡程度	技師長技師 C	_ _	0.07 0.25	0.07 人 0.25 人	
工作	乍 物	箇所	100 ㎡以上 500 ㎡未満	技師長技師 C		<u>0.09</u> <u>0.24</u>	<u>0.09 人</u> <u>0.24 人</u>	

新

(新設)

⑦ 補償金明細表の作成

補償金明細表の作成に要する直接人件費の積算は、表10により行うものとする。

表10

<u>種 目</u>	単位	区分	職種	<u>外 業</u>	<u>内 業</u>	<u>計</u>	備考
補償金明細表の			技師長	_	0.02	0.02 人	
_作成	権利者	=	<u>技師 C</u>	=	0.07	0.07 人	

注 補償金明細表の作成は、表1の区分を行わないものとする。

⑧ 公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握 及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、 次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表11による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表12による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分 ごとの権利者数

(区分A) 表 1 1

種目	単 位	区分	職種	外業	内 業	計	備考
公共用地交渉用			技 師 長	-	<u>5.43</u>	5.43 人	
資料の作成等	権利者	_	技師 C	_	<u>3.06</u>	3.06 人	

(区分B) 表12

種目	単 位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考
公共用地交渉用			技師長	_	0.40	0.40 人	
資料の作成等	権利者	B − <u>=</u>	技師C	_	<u>0.35</u>	0.35 人	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によっての補正 を行うものとする。

⑦ 公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握 及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、 次の式により行うものとする。

旧

区分Aの場合 直接人件費 = 表10による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表11による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分 ごとの権利者数

(区分A) 表10

種	目	単位	区分	職	種	外	業	内	業	計	備	考
公共用地 資料の作		権利者	_	技能技能			-	3. 2.	<u>51</u> 28	<u>3.51 人</u> <u>2.28 人</u>		

(区分B) 表 1 1

種目	単位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考
公共用地交渉用			技 師 長	_	0.23	0.23 人	
資料の作成等	権利者	Bーハ	技師 C	_	<u>0.31</u>	0.31 人	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分 $B-\underline{\wedge}$ を基準としたものであり、表2の区分によっての補 正を行うものとする。

新

9-1 公共用地交渉

公共用地交渉は、その段階に応じて、①土地・物件調書の説明及び確認、②補償内容等の説 明、③損失補償協議書の交付及び説明、④補償契約書案の説明及び補償契約の承諾に係る公共 用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式 により行うものとする。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権 利を放棄した者があるときは、「⑨-2権利者以外の関係者との軽微な対応」によるものとする。

区分Aの場合 直接人件費=表13-1~4による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費= $\frac{1}{8}$ 14-1~4による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2 の区分ごとの権利者数

(区分A)

種目	単位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者		技師 長 技師 C	<u>0.93</u> <u>0.93</u>	1.50 2.07	<u>2.43 人</u> <u>3.00 人</u>	

(区分A)

表13-3

種 目	<u>単 位</u>	区分	職種	<u>外業</u>	<u>内 業</u>	<u>計</u>	備考
②公共用地交渉(補 償内容等の説明)	権利者	=	技 師 長 技 師 C	4.85 4.85	3.92 6.25	<u>8.77 人</u> <u>11.10 人</u>	

(区分A)

種目	単 位	区分	職種	外業	内 業	計	備考
③公共用地交渉 (損失補償協議書の 交付説明)	権利者	-	技師 長技師 C	0.80 0.80	0.65 1.04	<u>1.45 人</u> <u>1.84 人</u>	

(区分A) 表13-4

種目	単 位	区分	職種	外業	内 業	計	備考
④公共用地交渉 (補償契約書の説 明承諾)	権利者	_	技師長技師 C	0.81 0.81	0.30 1.09	<u>1.11 人</u> <u>1.90 人</u>	

旧

⑧ 公共用地交渉(費用負担説明)

公共用地交渉(費用負担説明)は、その段階に応じて①土地・物件調書の説明及び確認、② 損失補償協議書の提示説明、③補償契約書の説明及び承諾にかかる公共用地交渉及び交渉記録 簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。 区分Aの場合 直接人件費=表12-1~3による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費=表 $13-1\sim3$ による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の 区分ごとの権利者数

(区分A-1)

表12-1

種目	単 位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考	
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	_	技師 長 技師 C	2.33 2.33	0.81 0.81	<u>3.14 人</u> <u>3.14 人</u>		

(新設)

(区分A-2)

表 1 2-2

種目	単 位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考	
②公共用地交渉 (損失補償協議書 の説明)		_	技師 長技師 C	<u>4.32</u> <u>4.32</u>	0.81 0.81	<u>5.13 人</u> <u>5.13 人</u>		

(区分A-3)

表 1 2 - 3

種目	単位	区分	職種	外 業	内 業	計	備	考
③公共用地交渉 (補償契約書の説 明承諾)	権利者	_	技師 長 技師 C	<u>4.32</u> <u>4.32</u>	0.81 0.81	<u>5.13 人</u> <u>5.13 人</u>		

(区分B-1)

表13-1

種目	単位	区分	職種	外 業	内 業	計	備	考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	В —	技師 長 技師 C	0.23 0.23	0.08 0.62	<u>0.31 人</u> <u>0.85 人</u>		

(<u>区分B)</u>

(区分B)

注 本表の歩掛りは、表2の区分B−二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を 行うものとする。

表14-2

表14-1

<u>種 目</u>	単 位	区分	職種	<u>外業</u>	<u>内 業</u>	<u>=</u>	備考
②公共用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	<u>B−</u> Ξ	技 師 長 技 師 C	0.81 0.81	0.43 1.42	<u>1.24 人</u> <u>2.23 人</u>	

注 本表の歩掛りは、表2の区分B-二を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行 <u>うものとする。</u>

(区分B) 表14-3

種目	単位	区分	職種	外 業	内 業	計	備	考
③公共用地交渉 (損失補償協議書の <u>交付</u> 説明)	権利者	в- <u>=</u>	技師長 技師C	0.13 0.13	0.07 0.23	<u>0.20 人</u> <u>0.36 人</u>		

注 本表の歩掛りは、表2の区分B- $\underline{}$ こを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行 うものとする。

(区分B) 表14-4

種目	単位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考
④公共用地交渉 (補償契約書の説 明承諾)	権利者	В- <u>=</u>	技師長 技師 C	0.13 0.13	0.03 0.26	<u>0.16 人</u> <u>0.39 人</u>	

 \pm 本表の歩掛りは、表2の区分B- \pm を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行 うものとする。

						-		
種目	単位	区分	職種	外 業	内 業	計	備:	考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	Bーハ	技師長技師C	0.54 0.54	0.04 0.21	<u>0.58 人</u> <u>0.75 人</u>		

旧

注1 本表の歩掛りは、表2の区分 $B-\underline{\wedge}$ を基準としたものであり、表2の区分によって補正 を行うものとする。

(新設)

(区分B-2)

表13-2

種目	単位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考
②公共用地交渉 (損失補償協議書 の説明)	権利者	B-/\	技師 長 技師 C	0.72 0.72	0.08 0.18	<u>0.80 人</u> <u>0.90 人</u>	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B-<u>ハ</u>を基準としたものであり、表2の区分によって補正 を行うものとする。

(区分B<u>-3</u>)

表 1 3 - 3

種目	単 位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考
③公共用地交渉 (補償契約書の説 明承諾)	権利者	Bーハ	技師長 技師 C	0.71 0.71	0.08 0.18	<u>0.79 人</u> <u>0.89 人</u>	

注1 本表の歩掛りは、表2の区分B- を基準としたものであり、表2の区分によって補正 を行うものとする。

旧

⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応

権利者以外の関係者との軽微な対応は、公共用地交渉を行うに当たり、権利者以外の関係者 (相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、不在者探索に係る情報を保有すると思 われる者等をいう。)に対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説明、不在者 探索のための情報収集等の軽微な対応(これに伴う説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。) が生じた場合は、これを行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15により行う ものとする。

表 1 5

種 目	<u>単 位</u>	区分	職種	<u>外業</u>	<u>内 業</u>	<u>計</u>	備考
権利者以外の関係 者との軽微な対応	回	=	<u>技師 A</u> 技師 C	0.11 0.11	0.08 0.08	<u>0.19 人</u> <u>0.19 人</u>	

注 権利者以外の関係者との軽微な対応は、表1の区分を行わないものとする。

⑩ 移転履行状況等の確認等

移転履行状況等の確認は、権利者と国との間で契約が締結された後、契約書に定める期限ま でに義務が履行されるよう権利者等に対し移転履行状況等の確認等を行うものとし、これに要 する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表16による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表17による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分 ごとの権利者数

(区分A) 表 1 6

種	目	単 位	区分	職	種	外	業	<u>内</u>	<u>業</u>	計	備	考
移転履行				技能			94	0.	_	1.41 人		
確認 <u>等</u>		権利者	_	技 自	ψС	<u>0.</u>	94	0.	<u>47</u>	1.41 人		

(区分B) 表 1 7

種	目	単 位	区分	職	種	外	業	<u>内</u>	<u>業</u>	計	備	考
移転履行:	状況等の			技師	币長	<u>0.</u>	14	<u>0.</u>	<u>07</u>	0.21 人		
確認	<u>等</u>	権利者	В — 🚾	技師	FC	<u>0.</u>	14	<u>0.</u>	<u>07</u>	0.21 人		

うものとする。

9 移転履行状況等の確認

(新設)

移転履行状況等の確認は、権利者と国との間で契約が締結された後、契約書に定める期限ま でに義務が履行されるよう権利者に対し移転履行状況等の確認を行うものとし、これに要する 直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。

区分Aの場合 直接人件費 = 表14による単価 × 権利者数

区分Bの場合 直接人件費 = 表15による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分 ごとの権利者数

(区分A) 表14

種	目	単 位	区分	職	種	外	業	<u>内</u>	業	盐	備	考
移転履行	状況等の			技能	币長	<u>0.</u> :	<u>54</u>	_	-	0.54 人		
確	認	権利者	_	技能	币 C	<u>0.:</u>	<u>54</u>	_	_	0.54 人		

(区分B) 表15

種	目	単位	区分	職	種	外	業	<u>内</u>	業	盐	備	考
移転履行	状況等の			技能	币長	0.0	<u>08</u>	_	-	0.08 人		
確	認	権利者	Bーハ	技能	FC	0.0	<u>08</u>	=	_	0.08 人		

注1 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を 行うものとする。

lia (iii)

⑪ 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。 直接人件費 = 表18による単価 × 関係機関数

新

表18

種 目	単位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考	よう こ
関係機関との通			技師長	0.21	0.13	0.34 人		
• 調整	機関	_	技師C	<u>0.21</u>	0.30	0.51 人		

⑫ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

(5) 設計等における数値の扱い

3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数位は、表<u>19</u>「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

⑩ 関係機関との連絡・調整

関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。 直接人件費 = 表16による単価 × 関係機関数

表16

種 目	単 位	区分	職種	外 業	内 業	計	備考
関係機関との連絡	関係		技 師 長	0.54	0.06	0.60 人	
• 調整	機関	_	技師 C	0.54	<u>0.06</u>	0.60 人	

○ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

(5) 設計等における数値の扱い

3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数位は、表17「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

表17

設計数量表示単位一覧表

<u>表19</u> 設計数量表示

•	数	量	表	示	単	位	_	覧	表			

	種別	細別	単 位	数 位	備考
1	打合せ協議		業務	1	
2	業務計画の策定		業務	1	
3	現地踏査		<u>業 務</u>	1	
0	AUT OF 1 11 \ . White	区分A	権利者	1	
4	概況ヒアリング等	区分B	権利者	1	
(5)	関係権利者の特定		権利者	1	
6	補償額算定書の照合 (⑦及び⑧を除く)	それぞれの 区分	それぞれ の単位	1	
<u>⑦</u>	補償額算定書の照合(立竹木)	それぞれの 区分	m²	100	数量が 1,000 ㎡ 対 満の場合は、数値 を 10 ㎡とする。
8	補償額算定書の照合(墳墓等)	それぞれの 区分	m²	1	
9	公共用地交渉用資料等の作成	区分A	権利者	1	
<u> </u>	公共用地交份用資料等の作成	区分B	権利者	1	
)		区分A-1 区分A-2 区分A-3	<u>権利者</u> <u>権利者</u> 権利者	1 1 1	
10	<u>公共用地交渉(費用負担説明)</u>	区分B-1 区分B-2 区分B-3	<u>権利者</u> <u>権利者</u> <u>権利者</u>	1 1 1	
		(新設)	(新設)	(新設)	
0	10 at Fig. (7.11) in the control	区分A	権利者	1	
<u>(1)</u>	移転履行状況等の <mark>確認</mark>	区分B	権利者	1	
<u>12</u>	関係機関との連絡・調整		関係機関	1	

	種別	細別	単 位	数 位	備考
1)	打合せ協議		業務	1	中間打合せ1 回当たり
2	業務計画の策定		業務	1	
3	現地踏査		回	1	
(4)	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
(4)		区分B	権利者	1	
(5)	権利者の特定		権利者	1	
6	補償額算定書の照合 (⑦及び⑧を除く)	それぞれの区 分	それぞれ の単位	1	
<u> 8</u> <u> 9</u>	補償額算定書の照合(立竹木)	それぞれの区 分	m²	100	数量が 1,000 ㎡未 満の場合は、数位 を10㎡とする。
<u>6</u>	補償額算定書の照合(墳墓等)	それぞれの区 分	m²	1	
<u>⑦</u>	補償金明細表の作成		権利者	1	
8	ハサ田地方連田次約の 佐 武笠	区分A	権利者	1	
<u>o</u>	公共用地交渉用資料の作成等	区分B	権利者	1	
9	<u>公共用地交渉</u>	区分A① 区分A② 区分A③ 区分A④	<u>権利者</u> 権利者 権利者	1 1 1 1	
		区分B① 区分B② 区分B③ 区分B④ 軽微な関係者 対応等	権利者 権利者 権利者 恒 回	1 1 1 1 1	
<u>(10)</u>	移転履行状況等の <mark>確認等</mark>	区分A 区分B	権利者	1	
<u>(1)</u>	関係機関との連絡・調整	込ガ り	関係機関	1	